社会福祉法人福角会　資金運用規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人福角会（以下「当法人」という。）定款第 32 条及び経理規程第 40 条に基づき、当法人の資金運用の指針、手続等について定め、資金の安全確実かつ効率的な運用に資することを目的とする。

（基本原則）

第２条　当法人の資金運用については、以下の基本原則に則り、これを行う。

（１）資産構成

運用する資産の構成は、流動性、健全性が確保され、総体的に収益性に優れたものとなるように努める。

（２）法令遵守

業務遂行にあたり、関係法令等を遵守し、適切な運営を行う。

（３）リスク対応

運用する資産について、個別に、また総体としてのリスク把握に努め、その適切な対応を図る。

（資金運用責任者）

第３条　当法人資金の運用にあたっては、資金運用責任者を理事長とする。

２　資金運用責任者は、当法人の資金運用に係る計画、売買の決定、報告を業務とする。

３　資金運用における金融資産の売買については資金運用責任者が行い、その都度理事会に報告する。その売買に係る出納については、本部事務局が行う。

（運用手続）

第４条　資金運用責任者は、理事会の定める方法により、運用をはかるものとする。

ただし、日常的な管理として理事会が定めるものについては、これを理事会に報告する。

（運用指針）

第５条　資金の運用に当たっては、次に掲げる運用の３原則に十分留意し、金融商品の種類、金融機関又は発行体、運用機関等を勘案し、分散運用を図る。

（１）流動性

（２）健全性

（３）収益性

（運用計画、検証）

第６条　資金運用責任者は、当該年度の基本的な運用計画を当該年度開始前に作成し、理事会の承認を得るものとする。

２　作成した運用計画に則り、毎月定期的に月次の運用状況を資金運用責任者が検証する。

３　資金運用責任者は前項の規定による報告等を踏まえ、少なくとも年１回は運用状況を理事会に報告する。

（運用対象）

第７条　運用対象とする金融資産は、原則的に元本回収の確実性を鑑み、以下のとおりとする。

ア　預貯金

イ　金融債
ウ　金銭信託
エ　公社債投資信託
オ　国債
カ　政府保証債
キ　公庫・公団債
ク　地方債
ケ　日本の格付機関のうち１社以上が、長期債務についてＢＢＢ格以上と格付している事業債又は転換社債

２　前項の規定にかかわらず、理事会が特に認めた場合は、前項に掲げる運用対象以外の商品に運用することができる。

（緊急時対応）

第８条　地震、洪水等自然災害、テロ、システムダウン等により、運用資産の価額に大きな影響を与える事態が発生した場合には、資金運用責任者は直ちに理事会にて対応を協議する。

２　資金運用責任者との連絡が不能の場合には理事会において協議し、リスクの軽減を図る。

３　前２項の規定により対応を行った場合は、遅滞なくその結果を理事会に報告すること。

（不祥事対応）

第９条　不祥事件が発生した場合には、資金運用責任者は直ちに理事会に報告する。

（その他）

第 10 条　この規定に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附　則

この規定は、令和５年 12 月 26 日から施行する。